

介護老人福祉施設 鎌倉プライエムきしろ 施設サービス利用料金表(平成30年4月～)

介護保険適用サービス

基本サービス/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	557単位/日	625単位/日	695単位/日	763単位/日	829単位/日

加算サービス名称	負担額/日	サービス内容(算定要件)
◎日常生活継続支援加算	36単位/日	イの①～③のいずれかの要件を満たし、かつロとハの要件を満たすこと。 イ ①算定日の属する月の前六ヶ月又は前十二ヶ月における新規入所者の総数のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が入所者の70%以上。 ②算定日の属する月の前六ヶ月又は前十二ヶ月における新規入所者の総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入所者の65%以上。 ③痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上。 ロ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。 ハ 通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当していないこと。
◎精神科医療養指導加算	5単位/日	精神科を担当する医師による療養指導が、月2回以上行われている。
◎看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置していること。
◎栄養マネジメント加算	14単位/日	管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養ケア計画が作成され、栄養管理を行っている。
◎夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位/日	51人以上の施設において、夜勤を行う介護職・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。
◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	≒52～75単位/日	所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)にサービス別加算率(介護老人福祉施設8.3%)を乗じた単位数で算定する。
外泊時加算	246単位/日	外泊、病院等へ入院した場合(1ヶ月に6日を限度)。外泊、入院当日および帰園した日は算定できない。
初期加算	30単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間で算定できる。(30日を越える入院後の再入所の際も算定可能)

注:鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.68円を乗じた額の1割が、1日の個人負担額となります。(端数切り上げ)

注:◎のついている加算については通常加算されるものです。それ以外のもはその都度加算されるものです。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①自己負担額(1割)	21,826円/月	24,185円/月	26,615円/月	28,974円/月	31,264円/月

介護保険適用外サービス

減額段階	②食費	③居住費(多床室)	③居住費(従来型個室)	1ヶ月あたりのご利用料金(①介護保険自己負担額(1割)+②食費+③居住費)※30日で計算				
				要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	300円/日	0円/日	320円/日	30,826円/月 (個室40,426円/月)	33,185円/月 (個室42,785円/月)	35,615円/月 (個室45,215円/月)	37,974円/月 (個室47,574円/月)	40,264円/月 (個室49,864円/月)
第2段階	390円/日	370円/日	420円/日	44,626円/月 (個室46,126円/月)	46,985円/月 (個室48,485円/月)	49,415円/月 (個室50,915円/月)	51,774円/月 (個室53,274円/月)	54,064円/月 (個室55,564円/月)
第3段階	650円/日	370円/日	820円/日	52,426円/月 (個室65,926円/月)	54,785円/月 (個室68,285円/月)	57,215円/月 (個室70,715円/月)	59,574円/月 (個室73,074円/月)	61,864円/月 (個室75,364円/月)
第4段階	1,380円/日	840円/日	1,150円/日	88,426円/月 (個室97,726円/月)	90,785円/月 (個室100,085円/月)	93,215円/月 (個室102,515円/月)	95,574円/月 (個室104,874円/月)	97,864円/月 (個室107,164円/月)

※介護保険負担限度額認定

減額段階	減額要件
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方・生活保護等を受給されている方 かつ、預貯金等が単身で1,000万円(ご夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(遺族年金と障害年金)収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金等が単身で1,000万円(ご夫婦で2,000万円)以下
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方 かつ、預貯金等が単身で1,000万円(ご夫婦で2,000万円)以下
第4段階	・上記以外の方